

令和8年2月16日

課 名：土木建築局技術企画課

担当者：課長 後藤

連絡先：内線 3852

建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る発注見通しについて

1 要旨

これまで建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る発注見通し（以下、「発注見通し」という）については、主に第一四半期発注分を3月下旬に、通年の発注分を6月上旬に、年度途中における進捗を踏まえた発注分を10月中旬に公表してきたところである。

今回、この発注見通しについて、試行的に通年の発注分を3月下旬に公表する。

2 現状・背景

これまでも建設事業者等の安定的・持続的な経営環境の確保を図るため、発注見通しを概ね年3回公表してきたところである。このような中、インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設事業者等がその役割を果たし続けられるよう「担い手確保」「生産性向上」「地域における対応力強化」を目的とした改正担い手3法が施行され、更なる取組の強化が必要となっている。

3 期待される効果

- (1) 建設事業者等において、早期に年間を通じた受注計画策定が可能
- (2) 不調・不落件数（特に不調）の低減

4 その他

公表する項目（工事名称、場所、期間、工種等、入札予定時期、発注規模等）に変更はないものの、国の予算内示後に発注規模等の変更もあり得ることから、公表内容は変更する場合がある。

また、3月下旬時点で発注見通しが立っていないものもあることから、3月下旬以降は、随時公表（6月～11月の毎月上旬1回程度）していく。

5 今後の予定

引き続き、業界団体等の意見も聞きながら、建設事業者等の安定的・持続的な経営環境の確保につながる取組を推進する。